

杉山莫大小所職工代表

柳本富太郎

長谷川邦一

工場主

杉山 勇 三 殿

B 要 求 書 (二十五日)

一、日給制定ノ件

最低賃銀ヲ貳圓五拾錢トスルコト

二、賃銀ハ現在ヨリ二割値上スルコト

三、工場主ノ都合ニヨリ解雇ノ場合ハ解雇手當トシテ

(嘆願書ト同率ナレバ略ス)

但シ退職シタル場合ニハ解雇手當ノ半額ヲ支給スルコト

(四、<sup>四</sup>五ハナシ)

六、作業ノ都合ニ依リ臨時休業ノ場合ハ日給ノ全額ヲ支給スル事